

能代市地域防災計画

概要版

令和4年3月

能代市防災会議

はじめに.....	1
修正のポイント.....	1
1. 地域防災計画とは.....	2
1—1 計画の目的（第1編 第1章 第1節）.....	2
1—2 計画の性格（第1編 第1章 第2節）.....	2
1—3 計画の構成（第1編 第1章 第2節）.....	2
2. 能代市で発生することが想定される主な災害.....	3
2—1 地震（第3編 第1章 第6節）.....	3
2—2 津波（第4編 第1章 第4節）.....	3
2—3 洪水（第2編 第1章 第1節）.....	3
2—4 土砂災害（第2編 第1章 第1節）.....	4
2—5 火山噴火（第5編 第1章 第2節）.....	4
2—6 その他の災害（第1編 第1章 第3節）.....	4
3. 災害に備える活動.....	5
3—1 防災体制の整備.....	5
3—2 災害に強いまちづくり.....	6
3—3 地域防災力の向上.....	7
4. 災害が発生したときの活動.....	8
4—1 災害対策本部.....	8
4—2 災害情報の伝達.....	8
4—3 避難活動.....	9
4—4 医療救護活動（第2編 第2章 第23節）.....	10
4—5 被災者への生活支援.....	10
4—6 災害ボランティア（第2編 第2章 第25節）.....	12
4—7 帰宅困難者支援（第2編 第3章 第10節）.....	12
5. 災害復旧・復興.....	13
5—1 災害復旧.....	13
5—2 災害復興（第6編 第1章 第7節）.....	13

はじめに

本市の地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、国の防災基本計画、県地域防災計画の修正を踏まえ、市防災会議が策定し修正を行っています。

令和 3 年度の市地域防災計画の修正は、県地域防災計画の修正と整合を図りつつ、関連法の改正、防災基本計画の修正や近年の災害を踏まえた修正等を行うとともに、関係各機関からの意見を計画に反映するものです。

修正のポイント

次の 3 本を大きな柱とし、4 つの留意点のもと見直しを行います。

修正方針 1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

修正方針 2 十和田火山災害を想定した火山災害対策の強化

修正方針 3 近年の大規模災害からの教訓を踏まえた防災対策の見直し

留意点

1. 新型コロナウイルス感染症への対策を考慮すること
2. 自助・共助の取組を推進すること
3. 女性や要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）、LGBT 等の視点を取り入れること
4. 災害対応業務のデジタル化の推進を考慮すること

1. 地域防災計画とは

1-1 計画の目的（第1編 第1章 第1節）

能代市地域防災計画は、災害対策基本法及び能代市防災会議条例に基づき能代市防災会議が策定する計画であり、能代市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものです。

この計画では、市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とします。

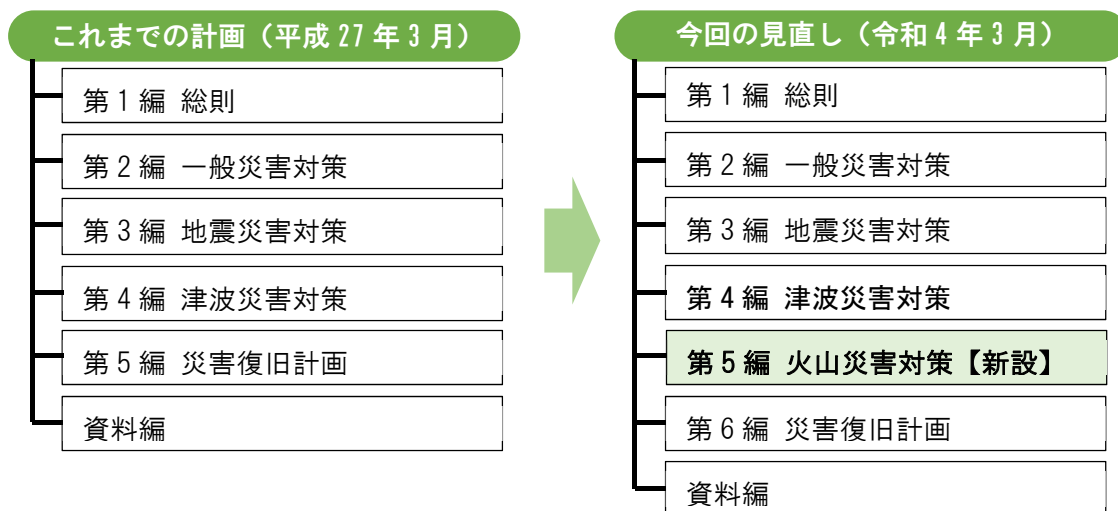
また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とします。

1-2 計画の性格（第1編 第1章 第2節）

この計画は、能代市の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害時における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上で必要となる基本的な大綱を定めるものです。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、市内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されています。

1-3 計画の構成（第1編 第1章 第2節）

今回の見直しで火山災害対策に係る項目を「第5編 火山災害対策」として新設しました。能代市地域防災計画は、「総則編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「火山災害対策編」、「災害復旧計画編」及び「資料編」を合わせた7編で構成されています。

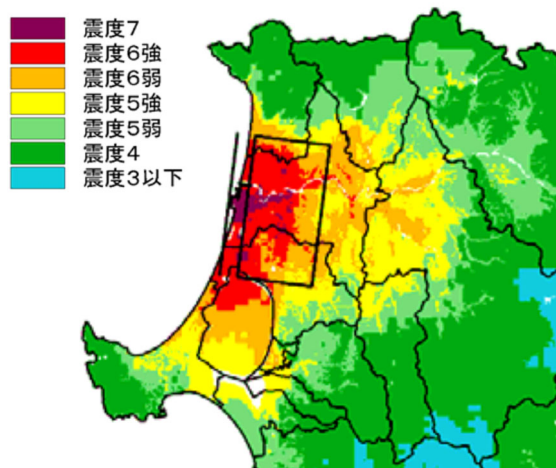


2. 能代市で発生することが想定される主な災害

2-1 地震 (第3編 第1章 第6節)

県が設定している27の想定地震の中で、本市に大きな被害を与える可能性のある能代断層帯の被害想定結果について以下に示します。

能代断層帯は、マグニチュード7.1を想定し、震源域の分布は能代地域のほぼ全域に及びます。能代地域は、ほぼ全域が震度6強以上であり、米代川南側には震度7の分布域が広がっています。ニツ井地域は、南北の山間部の一部を除いて震度5強以上となっています。



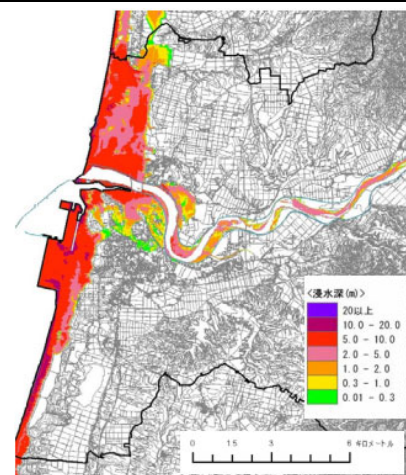
(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

2-2 津波 (第4編 第1章 第4節)

県では、秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、能代地域海岸において最大の津波高となる断層モデル・ケースとして秋田県地震被害想定調査のA+B+C連動地震及びA+B連動地震を選定し、シミュレーションを実施しました。

津波浸水想定図は、これらの地震によるシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものです。

代表地点名	最大津波高	最大津波到達時間	影響開始時間
落合	11.6m	28分	10分



(資料：平成25年8月 秋田県地震被害想定調査 報告書)

2-3 洪水 (第2編 第1章 第1節)

市域内には、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れており、藤琴川や阿仁川のほか小河川が数箇所存在します。このうち米代川と藤琴川については水防上注意が必要な「重要水防箇所」が指定されているほか、避難判断水位及び氾濫危険水位が定められています。

これらの河川については洪水ハザードマップにより市民に対して浸水想定区域や避難場所、避難方向等を周知するとともに、国土交通省及び県が計画的に河川改修事業を実施しています。

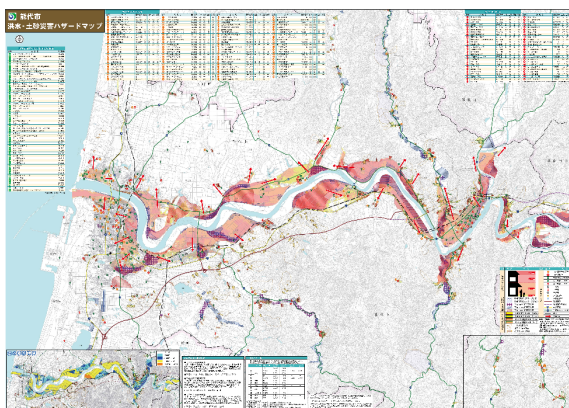


図 洪水・土砂災害ハザードマップ

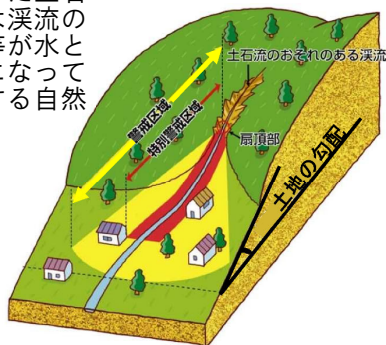
2-4 土砂災害 (第2編 第1章 第1節)

急傾斜地及び土石流に関し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」における土砂災害警戒区域が337箇所指定されています。これらの地域では、土砂災害ハザードマップにより、市民に対し土砂災害警戒区域や避難場所等を周知しています。

かけ崩れや土石流のほかにも、市内には、山腹崩壊危険区域や崩壊土砂流出危険地区があり、土砂災害の危険区域全体に対して警戒が必要です。

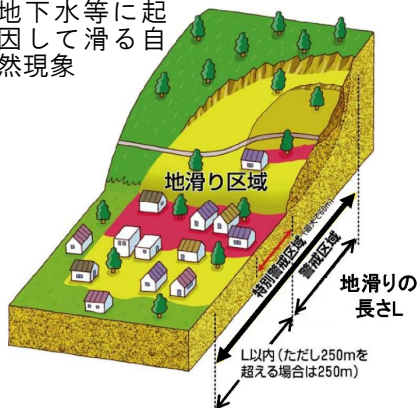
【土石流】

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



【地滑り】

土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象



【急傾斜地の崩壊】

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

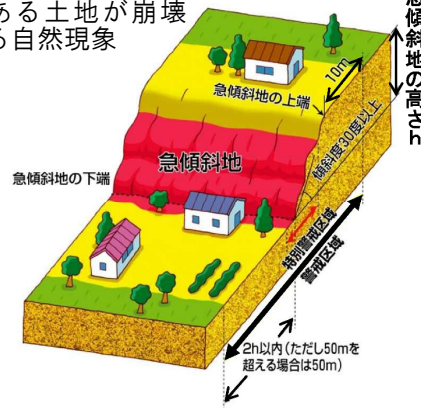


図 土砂災害警戒区域の概要

2-5 火山噴火 (第5編 第1章 第2節)

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、本市に影響が想定される活火山には十和田があります。

十和田は、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(常時観測火山)に該当しており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視しています。



図 大規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲図

2-6 その他の災害 (第1編 第1章 第3節)

上記の災害に加え、本計画では以下の災害も想定しています。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、高潮その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害(鉄道・自動車事故等)、産業災害その他の大規模な人為的な事故

3. 災害に備える活動

3-1 防災体制の整備

(1) 自主防災組織等の育成 (第2編 第2章 第2節)

住民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平常時より災害に対する備えを心がけておく必要があります。特に、大規模災害が発生した場合、被害が広域にわたり、市及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想されます。大きな被害が発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、消防や警察等の公助による救助活動が被災地に入る前に、自主防災組織や市民の協力によって多くの人が救助されている事例が報告されています。

このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の強化を図り、地域の防災活動を推進します。

平常時の活動

- 防災知識の普及
- 防災訓練の実施
- 地域内の災害危険箇所などの確認
- 家庭内の安全点検
- 防災用資機材の整備点検
- 災害時要支援者の確認



災害時の活動例



- 本部 防災関係機関への情報提供・協力 避難所の運営
- 情報班 災害に関する情報の収集 住民に対する正しい情報の伝達
- 消火班 出火防止および初期消火活動
- 避難誘導班 住民の避難誘導、避難者の把握
- 救出救護班 負傷者の救出、救護活動 救護所への搬送
- 給食給水班 水や食料などの配分への協力 炊き出しなどの給食・給水活動



(2) 通信施設の整備 (第2編 第2章 第8節、第3編 第2章 第9節)

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要です。

市及び防災関係機関は、災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図っています。

<p>防災行政無線</p> <p>能代地域 113 局、二ツ井地域 50 局の子局から緊急時の情報をお知らせします。</p> 	<p>情報集約配信システム</p> <p>災害情報をテレビ・ラジオ・新聞、携帯電話事業者、インターネットポータルサイト、ツイッター・フェイスブック等への配信を行うことができるシステム</p>
<p>インターネット</p> <p>大規模な災害時には、次のサイト等に最新の情報を掲載します。</p> <p>【市ウェブサイト】 https://www.city.noshiro.lg.jp/ 【ツイッター】 @noshiro_city 【Facebook】 @NoshiroCityOffice</p>	<p>防災情報メール</p> <p>災害、避難所等の情報を、登録者のメールアドレスに配信します。</p> <p>(以下のサイトで受信登録ができます)</p> <p>https://www.city.noshiro.lg.jp/kurashi/bosai-shobo/bosai-joho/16884</p> 

3-2 災害に強いまちづくり

(1) 建築物等の災害予防 (第2編 第2章 第13節、第3編 第2章 第14節)

災害により建築物等へ被害が発生した場合、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性があります。また、延焼や倒壊等により、その周辺や沿道の建築物に被害が生じた場合は、道路交通への影響も懸念されます。

そのため、市は、風水害、大火災等による建造物の損害を予防するための対策について、都市計画等と合わせて建築物の耐火、不燃化を促進するとともに、災害危険区域の指定による建築物等の移転及び規制により、建築物等の防災化を図ります。

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検、整備に努めます。



(2) 避難所・避難場所の指定 (第2編 第2章 第5節、第3編 第2章 第6節)

市は、災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、以下のような避難場所・避難所を指定しています。

種 類	指定基準	指定場所
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ①発災時に居住者等に開放される管理体制を有している ②異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない ③異常な現象等に対して安全な構造である ④内閣府令で定める技術的基準に適合する、又は危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がない 	小・中・高等学校のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空地
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの ②速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なもの ③想定される災害の影響が比較的少ない場所にある ④車両などによる輸送が比較的容易な場所にある 	学校施設、公民館等
福祉避難所	<p>上記の指定避難場所の指定基準に加え、以下の①～③が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている ②災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること ③災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること 	高齢者福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設等

3-3 地域防災力の向上

(1) 防災訓練 (第2編 第2章 第3節、第5編 第2章 第3節)

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証等、副次的な効果があります。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、NPO・ボランティア及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図ります。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、十分な配慮を行います。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとします。

(2) 避難行動要支援者の安全確保 (第2編 第2章 第24節、28節)

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者(児)や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々(「要配慮者」)への配慮の必要性が強く認識されています。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの(「避難行動要支援者」)に、特段の配慮を行う必要があります。

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自治会や自主防災組織等地域住民、介護・福祉事業者等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとしています。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めています。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行っています。

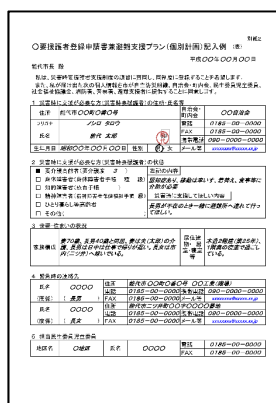


図 災害時要援護者避難支援プラン全体計画

4. 災害が発生したときの活動

4-1 災害対策本部

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、市は、市災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図ります。

(1) 災害対策本部の設置 (第2編 第3章 第1節)

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示します。

【設置基準】

- 一般災害 : 市域に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合
避難指示等の避難対策を実施する場合 など
- 地震・津波 : 震度6弱以上の地震が発生した場合
秋田県に「大津波警報」の特別警報が発表された場合 など

(2) 職員の動員 (第2編 第3章 第2節)

災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、災害発生時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づく応急対策活動に従事します。

4-2 災害情報の伝達

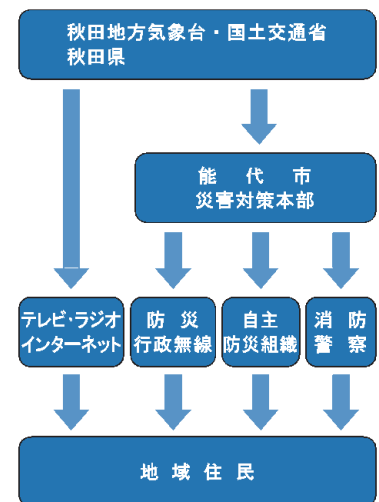
(1) 災害情報の収集・伝達 (第2編 第3章 第6節)

市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合または発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行います。

(2) 災害情報の伝達経路 (第2編 第3章 第6節)

災害時には、防災行政無線、メール、広報車、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、テレビ、ラジオ等を活用して防災情報や生活支援情報等を伝達します。

情報の伝達経路は、右図のとおりです。



(3) 安否情報システムの活用 (第2編 第3章 第6節)

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができます。

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、市民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、市民等からの安否情報の照会に対する回答を行います。

4-3 避難活動

(1) 避難情報 (第2編 第3章 第10節)

避難情報のあり方を包括的に見直し、新たな避難情報として、避難勧告・避難指示を一本化し、警戒レベルと併せた「避難指示」と「高齢者等避難」の2種類の避難情報による運用に統一しました。(※厳密には、警戒レベル5での「緊急安全確保」も含まれます。)

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

資料：内閣府（防災担当）

### (2) 指定避難所の開設・運営管理等 (第2編 第3章 第10節)

市は、高齢者等避難、避難指示が決定されたとき、または市民の自主避難を覚知したときは、直ちに指定避難所を開設します。

指定避難所の運営は、本部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当します。指定避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者及び地域の代表者等と連携をとりながら行います。

また、指定避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行います。

市は、避難所運営に関し、役割分担の明確化、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者の自主的運営組織の立ち上げを支援します。



#### 4-4 医療救護活動（第2編 第2章 第23節）

災害の発生は、多数の市民に負傷や健康の危機をもたらします。また、被災地の医療機関で治療中の市民は、十分な医療を受けることが困難となります。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の市民を健康の危機から守る、それが災害医療です。

市は、災害医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平常時から能代市山本郡医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備、確立します。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、地域災害拠点病院として指定されている能代厚生医療センターにおいて、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図ります。また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備や、県の災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（DPA T）の活用促進等、相互応援体制の促進を図ります。

#### 4-5 被災者への生活支援

##### （1）給食・給水（第2編 第3章 第16節）

災害発生直後の食料及び飲料水の確保・供給は、被災者の生命維持のために、非常に重要です。そのため、市は、被災者に対して、速やかに食料の配布及び応急給水を行います。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても、食料及び飲料水の供給を行います。

給食・給水の概要

給食	給水
<p>〔対象者〕</p> <p>① 避難所に避難している者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住家に被害を受けて炊事のできない者</li><li>・住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者</li></ul> <p>② 災害応急対策に従事する者</p>	<p>〔対象者〕</p> <p>災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊し、飲料水が汚染し、または枯渇のため現に飲料水が得られない者</p>
<p>〔基本的な品目〕</p> <p>米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、副食等を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。</p>	<p>〔給水量〕</p> <p>1～3日目：およそ1人1日約3ℓ</p> <p>4日目以降：20ℓの供給を目標</p>

##### （2）生活必需品の提供（第2編 第3章 第17節）

市は、災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実にいき、市民生活の安定を図ります。

災害のために供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたと最小限の物資とします。

- 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- 日用品
- 炊事用具及び食器
- 光熱材料

### (3) リ災証明 (第2編 第3章 第37節)

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なくリ災証明書を交付します。

リ災証明書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行います。この場合、専門的な確認等を必要とする時等においては、関係団体等の協力を得て行います。また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市が下表の1または2のいずれかによって行います。

また、水害の場合は「流出」、「床上浸水」、「床下浸水」、火災の場合は、「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」の区分で被害を受けた家屋の状況を証明します。

罹災証明書			
世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家 [※] の所在地			
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸水区分			
<small>※住家とは、通常に住居・住居が生活の本拠として日常的に使用していることという、このために使用している建築物のこと。「被災者生活再建支援法」や災害救助法による住宅の応急修繕等の対象となる住家」</small>			
住家以外の被害			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
年 月 日			
総代市長			

災害の被害認定基準 (建物被害)

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
<b>1 損壊基準判定</b> 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
<b>2 損害基準判定</b> 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

#### 4-6 災害ボランティア（第2編 第2章 第25節）

災害発生時には、市や防災関係機関による応急対策はもとより、自主防災組織等の地域コミュニティ団体の協力が不可欠です。特に、災害の規模が大きくなると、応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となります。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きくなります。

そのため、市は、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制や、その活動が円滑に行われるよう環境整備に努めるとともに、平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めます。

表 災害ボランティアの主な活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）	① 炊き出し、給食の配食
② 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）	② 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
③ 福祉（手話通訳、介護等）	③ 清掃及び防疫の補助
④ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）	④ 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
⑤ 建築物危険度判定（応急危険度判定士）	⑤ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
⑥ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）	⑥ 指定避難所における被災者に対する介護、看護の補助
⑦ 通訳	⑦ 献血、募金活動
⑧ 特殊車両の操作（大型重機）	⑧ 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
⑨ ボランティアコーディネーター	⑨ その他被災者の生活支援に関する活動
⑩ その他輸送や無線通信等の専門技術・知識を要する活動	

#### 4-7 帰宅困難者支援（第2編 第3章 第10節）

多数の帰宅困難者が発生した場合、市、防災関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努めます。

##### ① 市の実施範囲

市は、防災関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めます。

##### ② 防災関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、公共交通機関の運行情報を随時提供するものとします。

##### ③ 県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請します。また、市及び防災関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努めます。

## 5. 災害復旧・復興

### 5-1 災害復旧

#### (1) 被災者への支援 (第6編 第1章 第1節、第4節)

災害により被害を受けた市民が、早期に安定した生活を取り戻せるように、市及び防災関係機関等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免等について、必要な措置を講じます。

##### 災害時の様々な再建支援メニュー

- 支援金の支給・給付等
  - ・ 災害弔慰金などの支給等
  - ・ 生活福祉資金の貸付
  - ・ 被災者生活支援金の支給
- 税金の特別措置等
  - ・ 市税等の徴収猶予及び減免
  - ・ 所得税の軽減
- 公共料金等の特別措置等
  - ・ 各種公共料金の軽減・免除
  - ・ 施設使用料、保育料等を軽減・免除
- その他
  - ・ 義援金品の配分・提供
  - ・ 公営住宅の建設
  - ・ 災害復興住宅融資

#### (2) 農林漁業者への支援 (第6編 第1章 第2節)

災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めます。

#### (3) 中小企業者への支援 (第6編 第1章 第3節)

災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずるとともに、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

#### (4) 災害復旧事業 (第6編 第1章 第7節)

災害復旧計画は、被災した各施設の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮します。

### 5-2 災害復興 (第6編 第1章 第7節)

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられます。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業です。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置します。

---

---

能代市地域防災計画（令和4年3月修正）

概要版

令和4年3月発行

編集・発行 能代市総務部総務課防災危機管理室  
〒016-8501 能代市上町1番3号  
電話番号 0185-89-2115

---

---